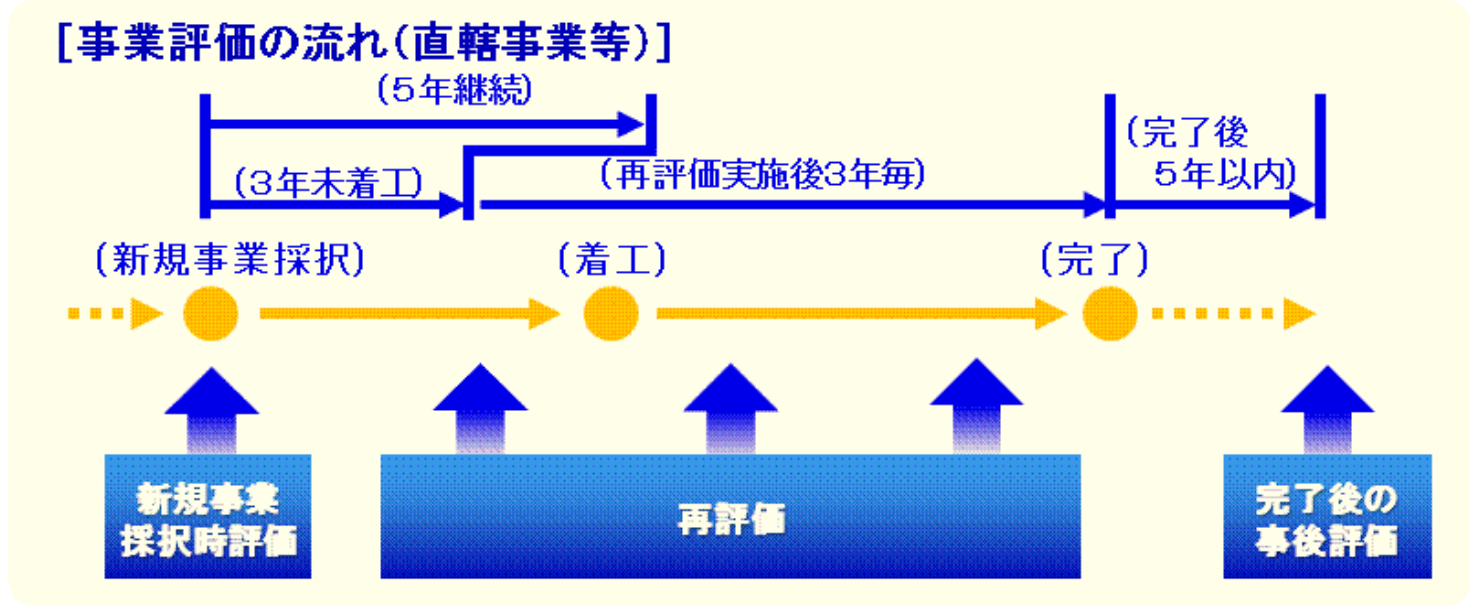


平成29年度の 事業評価概要

平成29年11月7日

事業評価の仕組み(公共事業評価実施要領H22改訂後)



【新規事業評価】 新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成10年度から導入。

【再評価】 事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

【完了後の事後評価】 事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

出典: 国土交通省HP「事業評価の仕組み」 http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_01.html

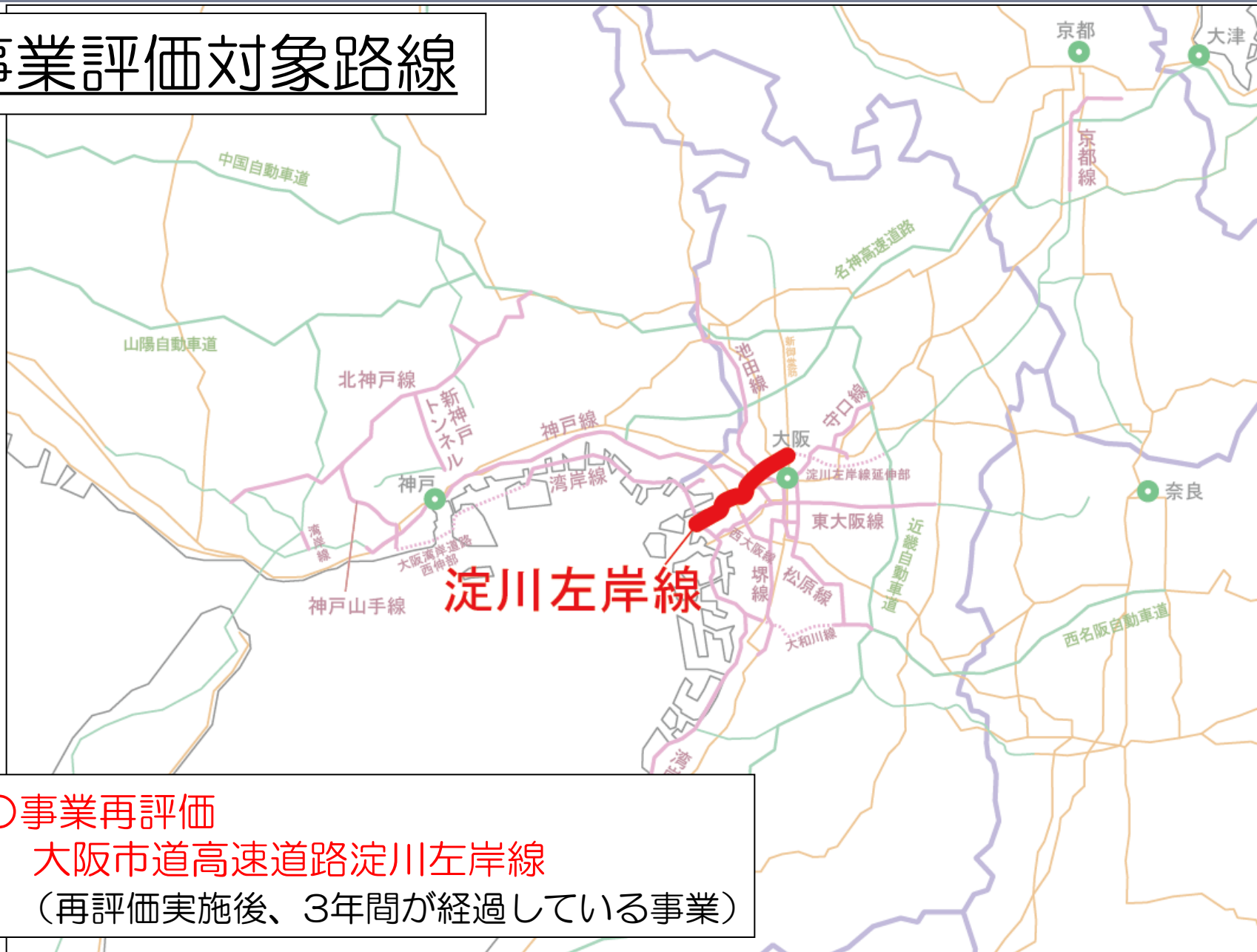
事業評価の経緯

路線名	再評価						供用日	事後評価
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		
淀川左岸線	H10	H15	H20	H23	H26	H29		
大和川線	H21	H24	H27					

注1 : 今年度の対象は赤字

注2 : 再評価は平成10年度、事後評価は平成15年度に導入

事業評価対象路線



○事業再評価
大阪市道高速道路淀川左岸線
(再評価実施後、3年間が経過している事業)

審議の視点

【事業再評価】

再評価の視点

1. 事業の必要性等

事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業の投資効果(費用対効果分析)

事業の進捗状況

2. 事業の進捗の見込み

3. コスト縮減や代替案立案等の可能性

出典:「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」(国土交通省)